

令和3年度いいともあいちブランド力強化事業（おさかなカードを活用した 県産水産物のブランド力強化）委託先募集要項

1 事業の目的

本県には漁獲量全国1位のあさりや2位のうなぎをはじめ、全国に誇る魅力的な水産物（以下「県産水産物」という。）が多く存在する。これら県産水産物のブランド力強化を図る。（本事業は、国の「地方創生推進交付金」を活用した取組である。）

2 委託業務の内容

本県の水産物を紹介する「おさかなカード」を活用して、消費者を産地に呼び込み、県産水産物の魅力を体感させる仕組みを作る。

3 委託業務の明細

別添「令和3年度いいともあいちブランド力強化事業（おさかなカードを活用した県産水産物のブランド力強化）委託業務仕様書」のとおり。

4 応募資格

応募資格者は、次の掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、当企画提案募集の開始日から提案書提出期限までの期間内において、愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を受けていないこと。
- (2) 「令和2・3年度愛知県入札参加者資格者名簿」登録業者で、業務（大分類）「3. 役務の提供等」のうち営業種目（中分類）「03. 映画等制作・広告・催事」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした法人ではないこと。
- (6) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていないこと。

5 募集期間

令和3年4月13日（火）から令和3年4月27日（火）午後5時まで（必着）

6 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託契約限度額
1,372,954 円（消費税及び地方消費税込み）
- (3) 契約期間
契約締結日から令和 4 年 3 月 4 日（金）までとする。
- (4) 委託費の支払い条件
精算払いとする。
- (5) その他
企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。なお、企画提案等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

7 説明会の開催

下記のとおり、説明会を開催する。なお、説明会への出席は応募の必須条件ではないが応募者は可能な限り出席すること。

- (1) 開催日時
令和 3 年 4 月 19 日（月）午後 1 時 30 分から
- (2) 場所
愛知県庁西庁舎 5 階 愛知海区漁業調整委員会委員室
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
- (3) 出席申込方法
参加希望者は、令和 3 年 4 月 16 日（金）午後 5 時までに愛知県農業水産局水産課宛て電子メールで連絡すること。
 - ・宛先：suisan@pref.aichi.lg.jp
 - ・タイトル：令和 3 年度いいともあいちブランド力強化事業委託業務公募説明会への参加について
 - ・本文中記載事項：①貴社（団体）名、②参加者氏名、③連絡先（部署名・電話番号・メールアドレス）

8 応募方法等

- (1) 企画提案書等の提出
提出書類及び提出部数
 - (ア) 企画提案書（別添様式 1） 8 部（正 1 部、副 7 部）
 - (イ) 見積書（「愛知県知事」宛てとしたもの） 1 部

- (ウ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書(別添様式2) 1部
- (エ) 会社の概要がわかる資料(資本金、従業員等の記載があるもの) 1部
- (オ) 定款又は寄付行為 1部
- (カ) 直近の決算報告書 1部
- (キ) 国税及び地方税について滞納がないことの証明書 1部
- (ク) 諸規程(委託費対象経費の積算基礎となるもの) 1部
- (ケ) 過去に実施した類似業務の成果書 1部

(2) 提出方法

持参又は郵送

持参の場合は、土日祝日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

(3) 企画提案書作成上の注意

- ・用紙サイズはA4 縦(横書き、要ページ番号)としてできるだけ両面を利用すること。ただし、A3判の用紙をA4サイズに折りたたみ挿入することは可とする。
- ・必要に応じて、図表・絵などを用いてわかりやすく記載すること。
- ・企画提案書の提出は、1者1案とする。
- ・応募資格を有さない者の提出資料、又は不備のある提出資料は受理しない。
- ・企画提案に要する費用は、提出者の負担とする。また、提出資料は返却しない。
- ・提出資料に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。
- ・採用された企画提案書の著作権は県に帰属するものとする。
- ・提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定する。

(4) 応募に関する質問

ア 受付期間

令和3年4月22日(木)午後5時まで

イ 提出方法

愛知県農業水産局水産課宛て電子メールによること。

宛先：suisan@pref.aichi.lg.jp

ウ 電子メールへの記載内容

- ・タイトル：令和3年度いいともあいちブランド力強化事業委託業務への質問
- ・本文中記載事項：①貴社(団体)名、②質問者氏名、③連絡先(部署名・電話番号・メールアドレス)、④質問箇所、⑤質問内容

エ 質問に対する回答方法

水産課 Web ページにて公表。

オ その他

受付期間経過後の質問、応募資格を有しない者からの質問及び指定した提出方法以外での質問は受け付けない。

(5) 企画提案書等の提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁西庁舎4階

愛知県農業水産局水産課 企画・資源グループ (原・山本)

電話 052-954-6458

FAX 052-951-1645

9 選定者数

1者

10 提案の審査・委託先の選定等

(1) 審査方法等

提出された企画提案書について、県が形式審査を行った後、県が設置する審査委員会において、以下のとおり、プレゼンテーション審査を行う（プレゼンテーションに要する費用は提案者の負担とする。）。

ア 日時（予定）

令和3年5月中旬

イ 会場（予定）

愛知県庁西庁舎5階 愛知海区漁業調整委員会委員室

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

ウ 方法

提出された企画提案書のみを使用して、1者あたり15分間程度のプレゼンテーション後、5分程度の質疑応答を行う。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。また、異議申し立ても一切認めない。

(2) 審査基準

審査委員会においては、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 業務実施体制等について

(ア) 実施体制の的確性・実効性

(イ) 類似業務の実績

イ 企画提案の内容について

提案の卓越性、独創性を有し、かつ具体的で実現可能か

ウ 業務の効果について

業務の波及効果、発展性

エ 委託業務経費について

経費項目や金額の妥当性

オ 社会的取組について

- (ア) 環境に配慮した事業活動
 - a IS014001、エコアクション 21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか。
 - b 自動車エコ事業所の認定を受けているか。
- (イ) 障害者等への就業支援
 - a 障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか。なお、障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする。
 - b 名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等（同一人物）を継続して3か月以上雇用しているか。
- (ウ) 男女共同参画社会の形成
 - a 女性の活躍促進宣言を提出しているか。
 - b あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。
 - c 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定〔プラチナえるぼし認定を含む〕）を受けているか。
- (エ) 仕事の生活の調和
 - a 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか。
 - b 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定〔プラチナくるみん認定を含む〕）を受けているか。
 - c あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。
- (オ) その他
 - a あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けているか。
 - b 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出しているか。
 - c 愛知県健康経営推進企業の登録を受けているか。

(3) 選定

審査委員会の審査結果を受けて、県が委託先を選定する。

(4) 通知

選定結果については、すべての応募者に対して郵送で通知する。

(5) 契約

選定した委託先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

11 スケジュール（予定）

令和3年 4月13日 委託先募集開始

	4月27日	企画提案書の提出期限
	5月中旬	審査委員会による審査、委託先の決定
	5月下旬	委託契約締結
令和4年	3月4日	事業完了
	3月中旬	完了検査・請求書の提出
	4月中旬	委託料の支払い

12 その他

委託業務の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、随時、県と連絡調整を行うこと。